

(目的)

第1 この要綱は、府中市子ども家庭支援センター事業の基本的な活動内容を検討し円滑な運営を図るため、府中市子ども家庭支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2 協議会は次の事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 府中市子ども家庭支援センターの基本的な活動内容及び円滑な運営
- (2) その他、子ども家庭支援センターに関する事項

(組織)

第3 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する委員15名以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係機関の職員又は委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市の職員

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係職員の協力)

第7 会長は、会議の運営に必要なと認めるときは関係者の出席及び協力を求めることができる。

2 会長は、必要なと認めるときは事務担当者による調整会議を招集することができる。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。